令和3年度 第3回

村上市国民健康保険運営協議会資料

令和4年1月13日 会場 村上市役所5階 第4会議室

村上市国民健康保険運営協議会委員名簿

令和4年1月1日現在

(任期:令和3年5月1日~令和6年4月30日)

委員の区分	委員の氏名	推薦母体・役職	備考
国保条例第2	生产 かず ひき 佐藤和久	村上地域区長会連絡協議会会長 (野潟区長)	
国际未例第2 条の2第1号 被保険者代表	さい とう はち えい 齋藤八樂	神林地域区長会監事 (山屋区長)	
放体恢有 【农	藤原義正	山北地域区長会副会長 (府屋学校町自治会長)	
国保条例第2	伊賀芳朗	村上市岩船郡医師会会長 (いが医院)	
条の2第2号 保険医・保険	大島賢	村上市岩船郡歯科医師会理事 (おおしま歯科医院)	
薬剤師代表	かた なべ かず しげ 渡 邊 一 誠	村上市岩船郡薬剤師会会長 (むらかみ調剤薬局)	
国保条例第2	やとうご きょし ○八藤後 清	村上市社会福祉協議会理事	
国际未例第2 条の2第3号 公益代表	髙橋一郎	村上地域老人クラブ連合会 (村上支部副会長)	
公無代衣	◎菅原実雄	村上市民生委員児童委員協議会 連合会会長	
国保条例第2 条の2第4号 被用者保険	佐藤 肇	全国健康保険協会新潟支部 業務グループ長	
	米澤知哉	国土交通省共済組合第九管区海上保 安本部支部総務部厚生課共済係長	
代表	村田久雄	デパート健康保険組合東日本支部 常務理事	

(順不同・敬称略)

村上市国民健康保険運営協議会事務局名簿

No.	所 属	職名	氏 名	備考
1	保健医療課	課長	信田 和子	
2	税務課	課長	大滝 慈光	
3	保健医療課 国保室	課長補佐	林 洋一	国保室長
4	保健医療課 健康支援室	主幹	押切 和美	
5	保健医療課 国保室	係長	本間 かおり	
6	税務課 保険税係	係長	石井 美勝	
7	保健医療課 国保室	主事	高坂 仁望	書記

令和3年度 第3回村上市国民健康保険運営協議会

会 議 次 第

日 時

令和4年 1月13日(木)

午前 10 時 00 分

				会	場	村上市役所	5 階	第4会	:議室
1	開	j	会						
2	挨		拶						
3	出	席	委員数の報告						
4	会	:議	録署名委員の指名						
5	(2)(3)	保村令	告 会健事業(温泉活用事業)につ 上市国民健康保険条例の一部 か和3年度村上市国民健康保険 で型コロナウイルス感染症の影	3改正 (特別	Eについ J会計補	正予算につい		 援につ	
6	議 (1)	-	事 `和4年度国民健康保険事業費	納付	†金の本	(寛定結果につ	ついて		資料 5
			和4年度村上市国民健康保険						資料6
	` ,		上市国民健康保険税条例の一						資料 7
	(4)	令	`和 4 年度村上市国民健康保険	特別	门会計予	・算(案)につ	いて	••••	資料 8

7 その他

保健事業(温泉活用事業)について

【入浴助成券配布件数(1月1日現在)】

	国保	後期	合 計
集団健診受診者	2, 854	1,846	4, 700
個別健診等受診者 (人間ドック含む)	1, 121	329	1, 450
	3, 975	2, 175	6, 150

【利用件数(11月請求分まで)】

国保

- P17		
	件数	請求金額
9月	126	25, 200
10 月	412	82, 400
11 月	449	89, 800
合計	987	197, 400

後期

124773		
	件数	請求金額
9月	92	18, 400
10 月	248	49,600
11 月	217	43, 400
合計	557	111, 400

国保+後期

	件数	請求金額
9月	218	43,600
10 月	660	132, 000
11 月	666	133, 200
合計	1, 544	308, 800

特定健康診査未受診者への受診勧奨対策について

自身の健康状態を知り、生活習慣病の発生・重症化予防、早期発見には特定健診を受診することが重要であり、「村上市第2期国民健康保険データヘルス計画、村上市第3期特定健康診査・特定指導実施計画」において、特定健康診査受診率の目標値を設定して対策を講じているところです。

しかし、本市の特定健診受診率は微増傾向にありますが、依然として県平均を下回っており、より一層の取り組み強化が必要となっています。計画最終年度の目標値60%に向け、今年度は受診率向上を目的として、新たに2つの事業を実施しています。

特定健康診査の実施率の推移

	H28	H29	H30	R1	R2	R5(最終年)
目標値			44%	47%	51%	60%
市実施率	41.6%	41.4%	42.9%	43.6%	25. 1%	_
県平均	42. 8%	43. 2%	44. 2%	45.0%	37. 1%	_

[※]目標値は、「第3期特定健康診査・特定指導実施計画」において H30~R5 で設定。

1 温泉活用事業での取り組み

温泉活用事業は、40歳以上 75歳未満で村上市国民健康保険加入者及び村上市に住所を有する 75歳以上または 65歳以上で後期高齢者医療制度加入者が、特定健康診査及び健康診査等を受診したことで指定する温泉施設を割引料金で利用できる助成券 3回分を交付することにより、被保険者の生活習慣病等の疾病・重症化予防を進めていくために重要となる健診の受診率の向上を目的として実施しています。

【予算】

令和 3 年度当初予算額 国保 3,225 千円 後期 1,788 千円

【入浴助成券配布件数(11月1日現在)】

	国保	後期	合計
集団健診受診者	2,854	1,846	4, 700
個別健診等受診者 (人間ドック含む)	790	191	981
	3, 644	2, 037	5, 681

【受診率向上への効果と期待】

- ・市で実施する健診以外の受診者(企業内健診、人間ドック)からの健診データ提供を 受けられた。
- 特定健診受診勧奨への指導及び助言の機会が得られた。
- ・個別健診の申込みにつながった。

[※]R2 はコロナ禍により、集団健診を中止したことにより大幅に減少している。

2 未受診者へ受診勧奨通知送付の取り組み

新たな特定健診未受診者への受診勧奨対策として、人間が理屈よりも直観的に物事を判断するという行動経済学である「ナッジ理論」をベースに、人工知能技術(AI)によって膨大な健診データ等を高精度に分析し、個人の特性ごとに行動変容につながるよう分類したメッセージが入った受診勧奨通知(ハガキ)を対象者に送付し、効率的に受診率の向上につなげる取り組みを始めました。

【個人特性等に基づくグループ分け】 ※別添参照

【年2回、受診勧奨通知を予定。】

- ●勧奨通知送付(1回目) 令和3年10月28日 対象者 5,518人/10,781人
- ●勧奨通知送付(2回目) 令和4年1月6日予定 対象者 調整中

【予算】

令和 3年度当初予算額 4,285 千円 令和 3年 1 2 月定例会補正予算にて対応予定 補正予算額(予定) $\triangle 4,285$ 千円

※当初、健診未受診者対策事業として市独自で業者委託により実施予定だったが、県のヘルス アップ事業のモデル市町村に指定されたことにより不要となり減額するものです。

【受診率向上への効果と期待】

- 特定健診受診勧奨への指導及び助言の機会が得られた。
- ・個別健診の申込みにつながった。
- ・2回目の勧奨通知は、次年度申込み増加にも期待できる。

村上市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

【改正理由】

令和4年1月1日より産科医療補償制度が見直され、当該制度の掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられること及び社会保障審議会医療保険部会において、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金等の支給総額について42万円を維持することが決定されました。

これに基づき、健康保険法施行令等の一部を改正する政令(令和3年政令第222号)が令和3年8月4日に公布されたことにより村上市国民健康保険条例の改正を行うものです。なお、出産育児一時金等の支給総額を42万円に維持することが決定されたことから産科医療補償制度に加入する場合の加算額を規則で「1万6,000円」から「1万2,000円」に改正を行います。

【改正内容】

出産育児一時金「40万4,000円」を「40万8,000円」に改める。 ただし、規則の一部改正で加算額「1万6,000円」を「1万2,000円」に改め、総額42 万円を維持する。

【施行期日等】

令和4年1月1日から施行し、 施行前の出産に係る出産育児一時金の支給は、従前の例によるものとする。

「別記」

令和3年村上市条例第 号

村上市国民健康保険条例の一部を改正する条例

村上市国民健康保険条例(平成20年村上市条例第157号)の一部を次のように改正する。 第5条第1項中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

令和3年度 村上市国民健康保険特別会計補正予算について

■第4回定例会(12月議会)

補正前 5,803,000 千円

補正額 27,700 千円 (歳入歳出共)

補正後 5,830,700 千円

【歳入】

5 款 1 項 1 目 保険給付費等交付金(特別交付金)

△4,285 千円

7款1項1目 一般会計繰入金

2,154 千円

- 保険基盤安定繰入金(保険税軽減分) 3,262 千円 額の確定によるもの

" (保険者支援分) 1,182 千円 "

職員給与費等繰入金 △376 千円 人事異動に伴う人件費の調整

財政安定化支援事業繰入金 △1,914 千円 交付税算入額確定によるもの

8款1項2目 その他繰越金

29,831 千円

歳入歳出調整

【歳出】

1款1項1目 一般管理職員人件費

△376 千円

人事異動に伴う人件費の調整

4款1項1目 保健事業経費 健診未受診者対策事業委託料

△4,285 千円

当初市独自で実施予定であった健診未受診者対策事業について、県のヘルスアップ事業のモデル市町村に指定されたことにより減額するもの

7款1項5目 保険給付費等交付金償還金

23,938 千円

令和2年度国民健康保険保険給付費等交付金(普通交付金)の精算に伴う返還金

9,626 千円

令和元年度国民健康保険保険給付費等交付金(特別調整交付金(市町村向け))の自主点検に伴う返還金 14,312 千円

7款1項6目 特定健康診査等負担金償還金

8,489 千円

令和 2 年度国民健康保険保険給付費等交付金(特別交付金のうち特定健診等負担金分) 精算に伴う返還金

8款1項1目 予備費

△66 千円

歳入歳出調整

新型コロナウイルス感染症の影響による減免に対する財政支援について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少するなどした世帯に対し、国が示す基準により減免を行った場合は財政支援の対象となりますが、支援割合について次のとおり変更されました。

1 変更内容について

【変更前】

・減免総額が市町村調整対象需要額の3%以上

保険税減免総額の10分の10(当初10分の8)

・減免総額が市町村調整対象需要額の1.5%以上3%未満

保険税減免総額の10分の6(当初10分の4)

・減免総額が市町村調整対象需要額の1.5%未満

保険税減免総額の10分の4(当初10分の2)

【変更後】

・保険料減免総額の全額 会和2年度と同様に「国民健康保険災害等臨時特別補助会」で 10.4

令和2年度と同様に「国民健康保険災害等臨時特例補助金」で10分の6、「特別調整交付金」 で残りの10分の4を支援

※今回の変更は、国の補正予算成立に伴うもので、当市においては減免総額の6割を負担する 見込みでしたが、全額が財政支援されることとなります。

2 減免状況について(令和3年12月28日現在)

決定件数 21 件 決定額 3, 209, 900 円

令和4年度 国民健康保険事業費納付金の本算定結果について

新潟県が算定した令和4年度の事業費納付金の本算定結果が示されたため、保険税の試算を行ったところ、次のような結果となりました。

■試算結果 (令和4年度)

【事業費納付金(本算定)】

・事業費納付金 約 **1,343** 百万円 A

【加算】

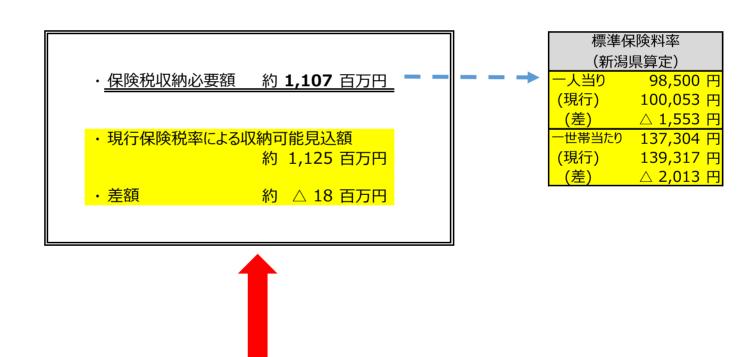
・保健事業	約	20 百万円
・出産育児諸費	約	12 百万円
・葬祭諸費	約	7 百万円
・特定健診費用	約	39 百万円
・予備費	約	10 百万円
計	約	88 百万円 B

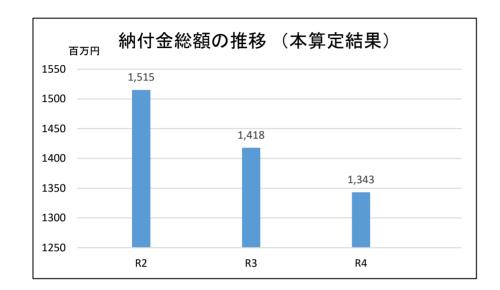
【減算】

・保健者支援制度	約	104 百万円
・特別調整交付金	約	45 百万円
・県繰入金	約	19 百万円
• 保険者努力支援制度	約	28 百万円
• 特定健診等負担金	約	19 百万円
• 過年度保険税収納見込	約	37 百万円
・出産育児一時金	約	8 百万円
• 財政安定化支援事業	約	64 百万円
計	約	324 百万円 C

【必要額】

· 保険税収納必要額 約 **1,107** 百万円 (A+B-C)

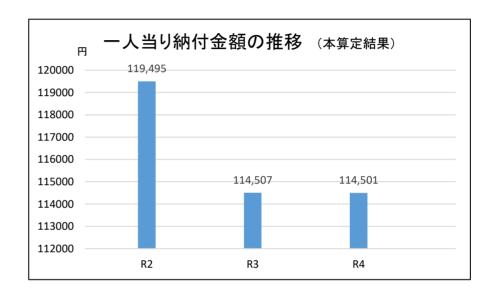




単位:百万円、%

	R2	R3	R4
納付金額	1,515	1,418	1,343
前年差	△ 8	△ 97	△ 75
前年比	0.53	△ 6.40	△ 5.29

※一般被保険者分



単位:円、%

	R2	R3	R4
一人当り納付金額	119,495	114,507	114,501
前年差	1,483	1,483	△ 6
前年比	12.43	△ 4.17	△ 0.01

※一般被保険者分

令和4年度 村上市国民健康保険税率について

現行保険税率とR4年度(本算定)標準保険料率との比較

<u>划门术队仇牛CN5千尺(不弃足)垛牛体队将牛CV比较</u>								
		現行保険税率	R4(本算定)標準 保険料率	比較				
	所得割	7.45%	6.83%	-0.62%				
医療分	均等割	23,000	23,934	934				
	平等割	16,400	15,853	-547				
後期高齢者支援金分	所得割	2.80%	2.81%	0.01%				
该别同即 但又拨亚刀	均等割	12,300	13,726	1,426				
介護納付金分	所得割	2.60%	2.30%	-0.30%				
月 設利的 並力	均等割	14,600	14,757	157				
応能計	介護なし	10.25%	9.64%	-0.61%				
ルい月已日1	介護あり	12.85%	11.94%	-0.91%				
応益計	介護なし	51,700	53,513	1,813				
心無計	介護あり	66,300	68,270	1,970				

〇令和4年度の国民健康保険税率について

令和4年度の国民健康保険事業費納付金(納付金)の本算定結果が示され、現行税率で収納が見込まれる保険税(1-⑤)を試算したところ、納付金納付に必要な額(1-⑥)を上回る結果となりました。

現段階では、現行税率を据え置いた場合でも約1,800万円の余剰金(1-⑦)が出る見込みとなっており、基金等の繰り入れを行う必要はありませんが、標準保険料率を用いて試算した余剰金(2-⑦)との差が少ないこと、新型コロナウイルス感染症の影響については依然として、不透明な部分が多いことなどから、令和4年度の国民健康保険税率については「据え置き」としたいと考えております。

1 現行保険税率を用いた場合の「収納できる保険料総額」

		② R4予算の見込収 納率	③ 保険税収納見込 (①×②)	④ 基盤安定軽減分 等	収納できる保険料	⑥ 標準保険料率の 算定に必要な保険料 総額(e)	
医療分	655,202,892	96.00%	628,994,776	130,074,560	759,069,336	730,056,404	29,012,932
支援分	241,993,509	96.00%	232,313,769	47,330,730	279,644,499	293,077,170	-13,432,671
介護分	75,956,335	94.50%	71,778,737	15,325,620	87,104,357	83,928,156	3,176,201
計	973,152,736		933,087,282	192,730,910	1,125,818,192	1,107,061,730	18,756,462

※1 ··· 現行保険税率 × R4年度被保険者(世帯)数見込 × R3年度11月更正時の所得(被保数、所得の減少見込分補正) で算出

2 R4年度(本算定)標準保険料率(市)を用いた場合の「収納できる保険料総額」

		② R4予算の見込収 納率	③ 保険税収納見込 (①×②)			⑥ 標準保険料率の 算定に必要な保険料 総額(e)	
医療分	633,252,406	96.00%	607,922,310	127,914,400	735,836,710	730,056,404	5,780,306
支援分	255,214,013	96.00%	245,005,452	50,984,024	295,989,476	293,077,170	2,912,306
介護分	73,361,395	94.50%	69,326,518	13,838,277	83,164,795	83,928,156	-763,361
計	961,827,814		922,254,281	192,736,701	1,114,990,982	1,107,061,730	7,929,252

※1 ··· 現行保険税率 × R4年度被保険者(世帯)数見込 × R3年度11月更正時の所得(被保数、所得の減少見込分補正) で算出

3 現行税率とR4年度(本算定)標準保険料率での保険税額比較

区分	現 行	標準保険料率	比較	増加率
1人あたり保険税額	100,053円	98,500円	-1,553円	-1.55%
1世帯あたり保険税額	139,317円	137,304円	-2,013円	-1.44%

村上市国民健康保険税条例の一部改正について

1 子どもに係る均等割額の軽減措置

【改正理由】

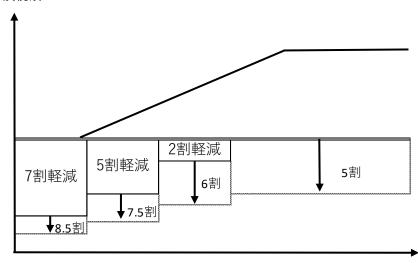
全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年 法律第66号)の施行に伴う地方税法等の一部改正に伴い、未就学児の均等割額を軽減する措置 が講じられたため所要の改正を行うものです。

【主な改正内容】

世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(未就学児)がある場合において、当該世帯の世帯主に対して賦課する被保険者均等割額を減額するものとし、減額する額は、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額(低所得者世帯に係る保険料の減額賦課の基準に従い、当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に10分の5を乗じて得た額とするもの。

【軽減イメージ】





所得金額

【対象者及び軽減見込額】

未就学児 146人(令和4年1月1日現在)

均等割額 約 5, 200, 000 円 (低所得者軽減が無いものとした場合)

軽減額 約 2,600,000 円

軽減額のうち 1/2 が国、1/4 を県と市(一般会計)が負担

【施行期日】

令和4年4月1日

2 課税限度額の引き上げ

【改正理由】

地方税法施行令の改正に伴い課税限度額を改正するものです。

【改正内容】

基礎課税分(医療分) 改正前:63万円 改正後:65万円 後期高齢者支援金分(支援分) 改正前:19万円 改正後:20万円

介護納付金(介護分) 改正なし(17万円)

合 計 額 改正前:99万円 改正後:102万円

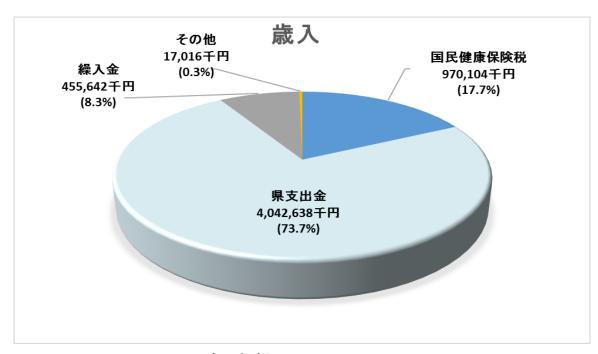
課税限度額の推移

	医療分	医療分 支援分		合計
平成30年度	580,000	190,000	160,000	930,000
令和元年度	610,000	190,000	160,000	960,000
令和2年度	630,000	190,000	170,000	990,000
令和3年度	630,000	190,000	170,000	990,000

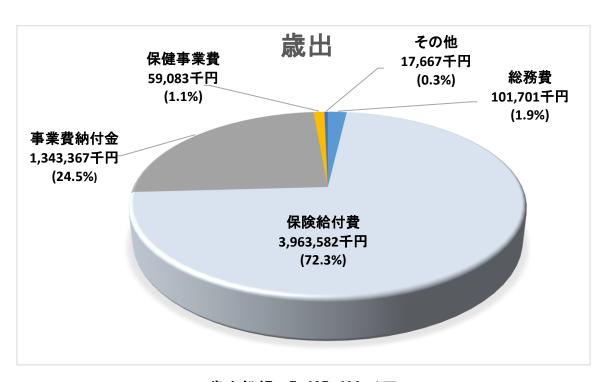
【施行期日】

令和4年4月1日

令和4年度 国民健康保険特別会計予算(案)の概要



歳入総額 5,485,400 千円



歳出総額 5,485,400 千円

令和4年度村上市国民健康保険特別会計の歳入歳出予算の総額は、それぞれ 54 億 8,540万円で、前年度比△3億1,760万円、5.5%の減額となりました。

減額となった理由としては、被保険者数の減少や診療報酬改定等の影響によるものと 考えられます。

令和4年度 村上市国民健康保険特別会計予算(案)について

資料8-2

歳入

(単位:千円)

咸 人		_				(単位:十円)
款	令和4年度 当初予算額(案) A	令和3年度 当初予算額 B	前年度比 C (A-B)	増減率 D (C/B)	説明	R4年度 事業計画 ※計画書「3 運営の基本方針」の項目参照
1 国民健康保険税	970,104	1,012,561	△ 42,457	△ 4.2%	被保険者数の減少及び新型コロナウイルス感染症の影響により所得の減少を見込んだもの	1収納率向上対策(5)(6) 2健全財政の確保(1)(2)
2 分担金及び負担金	3,194	3,194	0		特定健診一部負担金 被保険者数の減少とR3受診者見込数より予算計上	3保健事業の推進(1)
3 使用料及び手数料	500	500	0	0.0%	国民健康保険税督促手数料(100円/件)	1収納率向上対策(7)
4 国庫支出金	50	50	0	0.0%	〇災害臨時特例補助金(予算額 50千円) 東日本大震災被災者の一部負担金の免除措置に対する支援(補助率 2/10)	2健全財政の確保(3)
5 県支出金	4,042,638	4,312,643	△ 270,005		保険給付費等交付金 県から示された保険給付費の額に基づき予算計上 ①普通交付金:市が支出する保険給付費の一部を除く全額を県が補償するもの(予算額 3,924,577千円) ②特別交付金:保健事業等の取り組み評価により交付されるものや、結核・精神に係る費用等の特別な事情、特定健診の実施に係るものに対して交付されるもの(予算額 118,061千円)	2健全財政の確保(3)
6 財産収入	66	10	56	560.0%	基金利息収入	
7 繰入金	455,642	458,245	△ 2,603	△ 0.6%	①他会計繰入金:一般会計から法定により繰入れされるもの(基盤安定 負担金他)や、職員人件費等 (予算額 455,642千円) ②基金繰入金:予算編成上の財源不足補填(予算額 0円)	
8 繰越金	2	2	0	0.0%	前年度繰越金	
9 諸収入	13,204	15,795	△ 2,591		①延滞金及び過料(予算額 10,201千円) ②雑入 ・第三者求償や返納金に係るもの(予算額 2,004千円) ・国保連合会補助事業(予算額 999千円) 脳血管疾患等の発症予防及び重症化予防を目指す保険者に対し、国保データベースを活用しながら効率的・効果的な保健事業の展開を目的とするもの(補助率 10/10)	2健全財政の確保(3)(4)
歳入合計	5,485,400	5,803,000	△ 317,600	△ 5.5%		

歳 出 (単位:千円)

款	令和4年度 当初予算額(案) A	令和3年度 当初予算額 B	前年度比 C (A-B)	増減率 D (C∕B)	説明	R4年度 事業計画 ※計画書「3 運営の基本方針」の項目参照
1 総務費	101,701	100,049	1,652	1.7%	一般事務費や職員人件費、国保連への負担金、徴税費、国保運営協議 会にかかる経費など	
2 保険給付費	3,963,582	4,208,584	△ 245,002	△ 5.8%	県から示された保険給付費の額及び令和2年度までの給付実績や令和 3年度の決算見込み等から積算 一般被保険者の療養給付費の決算状況はH25年度から減少傾向にあ るが、一人当り医療費は上昇傾向にある。(R1)394,493円→(R2)400,488 円。被保険者数の減少による影響と考えられる	
3 国民健康保険事業費納付金	1,343,367	1,418,070	△ 74,703	△ 5.3%	主な財源は保険税で、県が算定した額と同額を計上。 令和3年度における医療費状況等の要素を踏まえて算定	2健全財政の確保(2)
4 保健事業費	59,083	58,203	880	1.5%	○特定健診事業(予算額 28,551千円) 特定健診事務に係るデータ管理に係るもの ○人間ドック助成健診事業(予算額 10,100千円) 近年受診者が伸びてきており、令和3年度の状況を精査し、受診者数が増加となる見込み ○温泉活用事業(予算額 2,400千円) 特定健診受診者へ温泉入浴助成券を交付し特定健診の受診率向上を図るもの ○健診未受診者対策事業委託料(予算額4,879千円) 特定健診未受診者へ受診勧奨を委託により実施し受診率向上を図るもの ○保健事業委託料(予算額543千円) 総合型スポーツクラブと連携して実施。ウォーキングの普及啓発と被保険者の健康維持を図るもの ○国保連合会補助事業(予算額 999千円) 本市に多い脳血管疾患の発症及び重症化予防のためのため保健活動事業。在宅保健師等による訪問指導を行う(国保連合会からの補助金を活用) ○医療費通知(年1回)及びジェネリック医薬品利用差額通知(年3回)を国保連合会に委託して作成(発送は市) ○医療費通知(年1回)及びジェネリック医薬品利用差額通知(年3回)を国保連合会に委託して作成(発送は市) ○柔道整復療養費適正化のための患者調査(予算額 242千円) 柔道整復師療養費の適正化(不正防止)を主な目的に国保連合会に委託して実施 ○【新規】高額療養費支給決定通知作成委託料(予算額357千円) これまで封書により行っていた通知をハガキに変更し、国保連合会に委託して実施 ○【小ンフルエンザ予防接種助成金(予算額 400千円) 国保加入者で生後6ヶ月以上、高校卒業までの子どものインフルエンザ予防接種助成金(予算額 400千円) 国保加入者で生後6ヶ月以上、高校卒業までの子どものインフルエンザ・予防接種費用の助成。助成額は2,000円/人・回を上限。同一年度内に1回のみの助成。	3保健事業の推進(1)-(6) 4医療費適正化対策の推進(2)(3)
5 基金積立金	68	65	3		国保事業財政調整基金の利息収入	
6 公債費	1	1	0	0.0%	一時借入金利子	
7 諸支出金	7,598	8,028	△ 430	△ 5.4%	①保険税等の還付等に必要な額を計上 (予算額 7,597千円) ②一般会計への繰出金(予算額 1千円)	
8 予備費	10,000	10,000	0	0.0%		
歳 出 合 計	5,485,400	5,803,000	△ 317,600	△ 5.5%		